

# 訴 状

2020年（令和2年）6月 1日

大阪地方裁判所 御 中

別紙原告訴訟代理人目録記載の弁護士共同代表

弁護士 阪 口 徳 雄

弁護士 徳 井 義 幸（送達先）

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

開示及び不開示決定処分取消請求事件

訴訟物の価額 960万円

貼用印紙代 5万円

## 請求の趣旨

- 1 法務大臣三好雅子が原告に対して行った別紙開示請求文書目録の第1（1）記載の行政文書についての2020年4月24日付開示決定（法務省刑総第422号）を取り消す
- 2 人事院事務総局給与局長が原告に対して行った別紙開示請求文書目録の第2（1）記載の行政文書についての2020年4月24日付開示決定（給生一72）を取り消す
- 3 法務大臣三好雅子が原告に対して行った別紙開示請求文書目録の第3（1）記載の行政文書（内閣法制局長宛の文書）についての2020年4月24日付開示決定（法務省刑総第427号）を取り消す
- 4 法務大臣三好雅子が原告に対して行った別紙開示請求文書目録の第1（2）記載の行政文書についての2020年4月24日付不開示決定（法務省刑総第423号）を取り消す
- 5 人事院事務総局給与局長が原告に対して行った別紙開示請求文書目録の第2（2）記載の行政文書についての2020年4月24日付不開示決定（給制一73）を取り消す
- 6 内閣法制局長官が原告に対して行った別紙開示請求文書目録の第3（2）記載の行政文書についての2020年3月27日付不開示決定（内閣法制局二第19号）を取り消す
- 7 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

## 請求の原因

第1 関係法の定め、従来の政府答弁および2020年1月31日閣議決定

- 1 国家公務員法と検察庁法の定年に関する定め  
(1) 国家公務員法

第81条の2 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、・・・・に退職する。

2 前項の定年は、年齢60年とする。

3 (略)

第81条の3 (定年による退職の特例)

任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 (略)

## 附 則

第13条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これを規定することができる。・・・。

### (2) 檢察庁法の定め

第22条 檢事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。

第32条の2 この法律・・・第22条・・・の規定は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

### (3) 両法の関係

検察庁法の定年に関する規定は国家公務員法の「法律に別段の定めのある場合」に該当するとされていた。この点につき、1981年4月28日の衆議

院内閣委員会で斧誠之助政府委員は「検察官と大学教員につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。」と答弁している（「第94回国会 衆議院 内閣委員会 第10号 昭和56年4月28日」24頁（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=109404889X01019810428&page=24&spkNum=237&current=124>）（<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/109404889X01019810428>））。

また、「国家公務員法の一部を改正する法律案（定年制度）想定問答集（昭和 55 年 10 月総理府人事局）」においては、「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかん。」という問い合わせ（第46）に対し、「今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を探っているので、『法律に別段の定めのある場合を除き』と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第22条により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第 8 条により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。」と答え、また、「検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認めたのか。それとも全く今回の定年制度からはずしたのか」という問い合わせ（第47）に対しては、「定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなる・・・」と答えていた（「法律案審議録（国家公務員法の一部改正）昭和 55・56 年第 91・93・94 国会総理本府関係」（内閣法制局）中「国家公務員法の一部を改正する法律案（定年制度）想定問答集（昭和 55 年 10 月総理府人事局）」からの抜粋（<http://www.asahi-net.or.jp/~bg6h-smd/MinistryofNoJusticeReference/souteimondou.pdf>））、総理府人事局『国家公務員法の一部を改正する法律案（定年制度）想定問答集』（昭和 55 年 10 月）75 頁（<https://>

/yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2020/04/法律案審議録%EF%BC%88国家公務員法の一部改正%EF%BC%89の抄本%EF%BC%88昭和%EF%BC%95%EF%BC%95年%EF%BC%91%EF%BC%90月%EF%BC%89→検察官及び大学の教員について%EF%BC%8C国家公務員法に基づく勤務の延長等は適用されない。.pdf）。（甲6）

したがって、検察庁法の定年に関する規定は国家公務員法の「法律に別段の定めのある場合」に該当する以上、検察官は国家公務員法の「定年による退職の特例」を適用する余地がなかったのである。

## 2 2020年1月31日の安倍内閣での閣議決定

(1) 安倍晋三内閣は今年1月31日の閣議において、「東京高等検察庁検事長黒川弘務の勤務延長について」という「人事案件」に関して「同検事長を管内で遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、6か月勤務延長する」ことを決定した（閣議及び閣僚懇談会議事録（令和2年1月31日（金）8：21～8：35）2頁、10頁（<https://www.kantei.go.jp/jp/content/020131gijiroku.pdf>）。（以下本件閣議決定という。）

(2) 政府は一般職の国家公務員の定年制度を定めた国家公務員法改正案が審議された1981年当時、「検察官に適用されない」と説明していたが、これについて安倍晋三首相は今年2月13日の衆議院本会議で「当時、検察庁法で除外されると理解していたと承知している」と認めつつ、「今般、検察庁法の特例以外には国公法が適用され、検察官の勤務（定年）延長に国公法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁した（「検事長定年延長、閣議決定直前に法解釈変更 野党『黒川氏残すためだ』」毎日新聞2020年2月17日21時07分）。

(3) そして、政府は閣議決定前に解釈を変えたと証明するために、2月20日と21日にかけて衆院予算委員会の理事会に法務省、内閣法制局、人事

院がそれぞれ作成した文書を提出した（「首相答弁 信頼性揺らぐ 事前解釈変更、証拠なし 検事長定年延長」東京新聞2020年2月22日朝刊（<https://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/202002/CK2020022202000147.html>））。

## 第2 情報公開請求とその結果

### 1 法務大臣への情報公開請求とその結果

- (1) 原告は、2020年2月26日付で法務大臣に対し別紙開示請求文書目録の第1（1）本件閣議決定前の開示請求文書及び同第1（2）本件閣議決定後の開示請求文書の行政文書の情報公開請求をした。（甲1の1）
- (2) この請求を同月27日に受付した法務大臣三好雅子は、原告に対し、同年3月26日付「開示決定等の期限の延長について（通知）」（法務省人検第94号）により、「現時点において、ほかに処理すべき事務の量が多く、当該開示請求の事務処理が困難なため」との理由で「延長後の期間」を「60日間」とすると通知した。（甲1の2）
- (3) 法務大臣三好雅子は、原告に対し、4月24日付「行政文書開示決定通知書」（法務省刑総第422号）により、上記情報公開請求のうち「（1）①②」につき、「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」および「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」と題する文書を全部開示する旨の通知をした。（甲1の3）
- (4) 法務大臣三好雅子は、原告が内閣法制局長宛に請求した別紙開示請求文書目録の第3記載の（1）記載の開示請求に対し、4月24日付「行政文書開示決定通知書」（法務省刑総第427号）により、「応接録（勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について）」と題する文書を開示する旨の決定をした。（甲1の4）
- (5) 上記（3）の決定により法務大臣三好雅子から開示された「勤務延長制度

（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（甲1の5）および「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（甲1の6）の2つの文書が5月15日原告に開示された。

（6）上記（4）決定により法務大臣三好雅子から開示された「応接録（勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について）」と題する文書を（甲1の7）の文書が5月15日原告に開示された。

（7）法務大臣三好雅子は、原告に対し、同年4月24日付「行政文書不開示決定通知書」（法務省刑総第423号）により、上記情報公開請求のうち「（1）③及び（2）の行政文書」については「作成または取得しておらず、保有していないため」との理由で不開示決定をした。（甲1の8）

## 2 人事院総裁への情報公開請求

（1）原告は、2020年2月26日付で人事院総裁に対し別紙開示請求文書目録の第2（1）本件閣議決定前の開示請求文書及び同第2（2）本件閣議決定後の開示請求文書の行政文書の情報公開請求をした。（甲2の1）

（2）この請求に対して人事院事務総局給与局長は、原告に対し、同年3月26日付「開示決定等の期限の延長について（通知）」（給生—46）により、「延長後の期限」を「令和2年4月27日」とする旨の通知を受けた。（甲2の2）

（3）人事院事務総局給与局長は、原告に対し、同年4月24日付「行政文書開示決定通知書」（給生—72）により、上記情報公開請求のうち「（1）①」につき「（1）勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」及び「（2）勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」を全部開示する旨の通知をした。（甲2の3）

（4）上記（3）の決定を受け、人事院事務総局給与局生涯設計課雇用・調査グループより送付された「（1）勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官へ

の適用について」と題する文書（甲1の5と同文）および「(2) 勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」と題する文書（甲1の6と同文）の2つの文書が5月12日原告に開示された。

(5) 人事院事務総局給与局長は、原告に対し、同年4月24日付「行政文書不開示決定通知書」（給生—73）により上記のうち「(1) ②及び(2)」については「作成・取得していないことから、文書不存在のため不開示とした」との通知をした。（甲2の4）

### 3 内閣法制局長官への情報公開請求とその結果

(1) 原告は、2020年2月26日付で内閣法制局長官に対し別紙開示請求文書目録の第3記載の行政文書の情報公開請求をした。（甲3の1）

(2) 内閣法制局第二部は、同年3月24日付で、上記情報公開請求のうち「(1) ①」につき「応接録」（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）への補正を行うとして、原告に対し、そのことへの回答を求める文書を送付し（甲3の2）、そして内閣法制局長官は、原告に対し、3月31日付「開示請求に係る事案の移送について（通知）」（内閣法制局二第33号）により、「応接録」（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）の原告情報公開請求を法務省に移送するとの通知をした。（甲3の3）

(3) それを受け、法務大臣三好雅子は、原告に対し、4月24日付「行政文書開示決定通知書」（法務省刑総第427号）により、「応接録」（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）を全部開示する旨の通知をした。

(4) 法務省より送付された「応接録」（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）の文書が5月15日原告に開示された。この文書のほかに「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用

について」および2冊の文献の一部の写しもあった。

(5) 内閣法制局長官は、同年3月27日付「行政文書不開示決定通知書」（内閣法制局二第19号）により、上記情報公開請求のうち「(1)②及び(2)の行政文書」については「保有していないため」との理由で不開示決定をした。（甲3の4）

#### 4 内閣法制局長官への追加の情報公開請求とその結果

(1) 原告は、前記3(5)で「応接録」の開示を受けてから、2020年5月18日付で内閣法制局長官に対し別紙開示請求文書目録の第4記載の行政文書の情報公開請求をした。（甲7の1）

(2) 内閣法制局第二部は、同年5月21日付で、原告に対し「内閣法制局では応接録以外には、作成した文書や法務省から受領した文書（電子メールを含む。）はありません。」と教示し、「請求を維持」するかどうかの確認の連絡を行ったので、原告は、それを受領した日の翌日、請求を取り下げない旨の返事を電話で行った。

(3) 内閣法制局長官は、原告に対し、5月27日付「行政文書開示決定通知書」（内閣法制局二第48号）により、上記情報公開請求の全てについて「保有していないため」との理由で不開示決定をした。（甲7の2）

#### 第3 各処分庁の各開示決定の情報公開法上の違法性

1 情報公開請求は真実の行政文書がある時にはその文書を開示し、真実不存在の場合には「不存在」を理由に不開示決定をすべきである。

これに反する決定は違法であり、各処分が取消されるべきである。

後述のとおり、本件閣議決定前に作成されたとは到底信じがたい様式・体裁の行政文書（「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（甲1の5）、「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用

について」（甲 1 の 6）「応接録」（甲 1 の 7）を、あたかも閣議決定前に作成された行政文書として情報公開請求者に開示することは、行政機関の行為としては明らかに違法な行為である。以下その理由を述べる。

2 甲 1 の 5、甲 1 の 6 の原告への開示文書は、本件閣議決定前の作成文書ではないとしか判断できない。

（1）原告に開示された（法務省）「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（甲 1 の 5）も、原告に開示された人事院「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」の文書（甲 1 の 6）も、本件閣議決定前の作成文書であるとは言いがたい。

（2）本件閣議決定後の2月12日、人事院の松尾恵美子総務局給与局長は、衆議院予算委員会において、「人事院としましては、国家公務員法に定年制を導入した際は、……昭和56年4月28日の答弁のとおり、検察官については国家公務員法の勤務延長を含む定年制は、検察庁法により適用除外されていると理解していたものと認識しております。」と答弁をし、また、「現時点あるいは平成25年の時点において、この81条の3の定年延長も含めて検察官については適用されないということで、人事院、宜しいでしょうか」との質問に対し、「先ほど答弁したとおり、制定当時に際してはそういう解釈でございまして、現在までも、特にそれについて議論はございませんでしたので、同じ解釈を引き継いでいるところでございます」と明言した（「第201回国会 衆議院 予算委員会 第11号 令和2年2月12日」19-20頁、20頁

（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105261X01120200212&current=1>）

（<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/120105261X01120200212>）。 （甲 4）

法務省が本件閣議決定前に、人事院に対し、「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（甲1の5）を提示して同法の解釈変更の可否について相談し、人事院が当該閣議決定前に「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（甲1の6）を作成し、法務省に回答したのであれば、人事院の松尾恵美子総務局給与局長は、そのような経過を含めて答弁するはずで、上記のような答弁を閣議決定後に行うはずはない。人事院の松尾恵美子総務局給与局長が閣議決定後に上記のような答弁をしたということは、人事院は本件閣議決定前に「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」を作成してはおらず、法務省も閣議決定前に「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」を作成し人事院に相談してはいないことを強く推認させる。

（3）法務省の「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」が閣議決定前に作成されていなかったことを更に強く推認させる事実としては、NHKの清永聰解説委員が今年2月に「黒川前検事長の勤務延長をめぐり、国家公務員法の解釈変更について、法務省内の検討状況が記された文書」を法務省に情報公開請求したところ、当該文書は作成しておらず存在であるとして不開示決定の通知を受けていること（「検察と国民の信頼」（時論公論）2020年5月26日（<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/429799.html>）甲5）があげられる。「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」は「黒川前検事長の勤務延長をめぐり、国家公務員法の解釈変更について、法務省内の検討状況が記された文書」の一つであることは明らかであり、それが本件閣議決定前に作成されていなかったからこそ、法務省は、不作成を理由に不開示決定したと思われる。

（4）以上の通り、本件閣議決定前に法務省は勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用に関して人事院と事前に協議したという事実は不存在であると強く推認されるもので、甲1の5、甲1の6の文書は本件閣議決定前に作成さ

れた行政文書とは信じがたい。しかるに、法務大臣や人事院が原告に本件閣議決定前の文書として開示したのは、原告が開示請求した文書とは異なる開示すべきでない文書を開示した違法な処分である。

3 原告に開示された「応接録」（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）（甲1の7）も同様に本件閣議決定前に作成された行政文書ではないとの強い推定が働く文書である。

原告に開示された「応接録」には「相談年月日 令和2年1月17日～令和2年1月21日」としか書かれていませんが、日にちが必ずしも特定されているとは言い難い。また、相談者は「法務省刑事局総務課」としか明記されていません。一般に「応接録（記録）」は相談した職員、相談した日時、回答した日時がわかるように作成されているのに、内閣法制局の原告に開示された「応接録」（甲1の7）にはそれらの記載がなく、単なるメモでしかない。「応接録」が内閣法制局の職員によって作成されたとしても閣議決定後に国会で問題になった後に、事前に内閣法政局でも相談があったという「後付け」文書ではないかとの疑念が生じる。真実、本件閣議決定前に内閣法制局が法務省にした応答を記録した文書であれば、送付書等の附属文書が少なくとも存在するはずが、原告が「応接録」以外の関係文書を追加で情報公開請求したところ、内閣法制局は「応接録」以外に文書がないとして非開示決定をしており（甲7-1、甲7-2）、このことは上記附属文書さえもないことを示しており、「応接録」が「後付け」文書ではないかとの疑念をますます深めている。

また、甲1の5が閣議前に作成された文書でない以上、それを前提にする甲1の7の「応接録」も本件閣議決定前の文書ではないとの強い推認が働く文書である。

4 本件開示文書は次に指摘するように文書管理法に定める行政文書ではない

(1) 公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」と略す）は、第1条において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされようすること」を「目的」とする。

同法第4条において「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き次に掲げる事項その他の事項について文書を作成しなければならない。

- 一 法令の制定又は改廃及びその他の経緯
- 二 前号に定めるものの他閣議の決定又は了解及び経過
- 三 複数の行政機関による申合・・・及びどの経緯
- 四 (略)
- 五 職員の人事に関する事項

とあり、「意思決定に関する文書作成」については

- ① 法4条に基づき必要な意思決定に至る経緯・過程に関する文書が作成されるとともに
- ② 最終的には行政機関の意思決定の権限を有する者が文書に押印、署名又はこれに類する行為を行うことにより、その内容を当該行政機関の意思として決定することが必要である

と解説されている（逐条解説公文書管理法・施行令、公文書管理研究会編集

37頁)。

(2) 令和元年5月1日「行政文書の管理に関するガイドライン」の第3「作成」の「複数の行政機関による申合せ及びその経緯」については①申合せに係る案の立案基礎文書②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書④他の行政機関との会議に検討の他に資料として提出された文書及び当該会議の議事が記載された文書その他申合せに至る過程が記録された文書⑤申合せの内容が記載された文書などを作成すべきことを命じている。

しかし、開示された文書には上記①乃至⑤のほとんどが欠落している。

(3) 「法務省行政文書管理規則」(法務省秘文訓第308号平成23年4月1日)は「文書主義の原則」を定めた第11条において、「職員は、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、法務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに法務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と定めている(<http://www.moj.go.jp/content/001255591.pdf>)。

「人事院行政文書管理規程」(事務総長達甲第2号平成23年4月1日)も「文書主義の原則」を定めた第10条において、「職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、人事院における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに人事院の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と定めている(<https://www.jinji.go.jp/koubunyokanri/kitei.pdf>)。

「内閣法制局行政文書管理規則」(内閣法制局訓令第1号平成23年4月1日)も、「文書主義の原則」を定めた第8条において、「職員は、文書管

理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、内閣法制局における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに内閣法制局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を作成しなければならない」と定めている（<https://www.clb.go.jp/info/other/online/bunsyokanrikisoku.pdf>）。

(4) 以上の通り公文書管理法の前記「目的」を達成するために、法務省、人事院及び内閣法制局は、各行政文書管理規則において「経緯も含めた意思決定に至る過程」及び「事務及び事業の実績」を「合理的に跡付け、又は検証することができるよう」文書を作成しなければないと職員に命じているのに、実際原告に開示された文書は、少なくとも作成日、作成経過、誰が決裁したのか、会議に誰が参加して、どのような検討経過で、最終結論に至ったかの「経緯も含めた意思決定に至る過程」などが一切記載されていない。その為に「合理的に跡付け、又は検証すること」ができない文書となっている。

すなわち閣議決定前には法務省は「勤務延長の必要性」を殆ど感じず、従ってそのことをとともに事前に充分な検討せずにいたところ、外部から勤務延長の必要性を指示されたことの可能性を強く推認させる。そしてその点が事後に問題になったので、各処分庁等で「事前」に検討し、作成していたという弁明の為に、後付けで作成された文書といわれても仕方のないものである。

## 5 何故このような「作為」を行ったのか

(1) すでに紹介したように安倍内閣は今年1月31日の閣議において、「東

京高等検察庁検事長黒川弘務の勤務延長について」という「人事案件」に関して「同検事長を管内で遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、6か月勤務延長する」と決定している。しかし、検察官に国家公務員法の勤務延長条文を適用して、延長した実例はない。人事院の解釈についてその後も疑義がなく、その解釈変更も議論されたことが無かった。世情指摘されているように稻田検事総長を黒川検事長の定年前に退職させて、そのあとすぐに黒川検事長を検事総長に選任すれば目的が達成出来た。しかし、稻田検事総長が官邸の思うように辞任しなかった。その為に、俄かに黒川の定年を迎える直前に、従来の人事院の解釈を無視して、国家公務員法の定年延長が検察官に適用されないことを無視又は失念し、国家公務員法と検察庁法との関係に関する過去の政府答弁を確認しなかつた官邸が「主導」した結果であるとしか考えられない。

(2) 今年2月10日の衆院予算委員会で、森雅子法務大臣（以下、三好法務大臣の姓を、便宜のため通称名の森とも表示する）は、立憲民主党の山尾志桜里衆議院議員から「大臣の見解では、制度として検察官の定年延長が認められようになったのはいつからですか。」と質問され、「制度としては当初からだと認識しております。」と答弁したため、「当初というのはいつですか」と質問され、「国家公務員法が設けられたときと理解しております」と答弁しているのである。つまり、森法務大臣は黒川検事定年延長閣議決定において国家公務員法の解釈が変更され検察官にも定年延長が認められるようになったという認識はないのである。

山尾議員は、同予算委員会で以下のようにも発言している。「私の手元にありますけれども、昭和56年4月28日、衆議院内閣委員会、これは当時民社党の神田厚さんという議員がこういうふうに聞いています。『定年制の導入は当然指定職にある職員にも適用されることになるのかどうか。たとえが一般職にありますては検事総長その他の検察官、』『これらについてはどういうふう

にお考えになりますか。』と聞いています。それに対して、斧政府委員、これは人事院の事務局の方です。『検察官と大学教員につきましては、現在すでに定年が定められております。』『今回の定年制は適用されないことになっております。』こういうふうに答弁していますよ……」。

そして、森法務大臣は、「その議事録の詳細を存じ上げておりません」などと答弁している。つまり、森大臣は過去の政府答弁を知らなかつたのである

(以上については、「国会 衆議院 予算委員会 第10号 令和2年2月10日」22~24頁

(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120105261X01020200210&page=22&spkNum=262&current=1>)

(<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/120105261X01020200210>)）。

また、前述したように2月12日の衆議院予算委員会において、人事院の松尾恵美子総務局給与局長は、「人事院としましては、国家公務員法に定年制を導入した際は、……昭和56年4月28日の答弁のとおり、検察官については国家公務員法の勤務延長を含む定年制は、検察庁法により適用除外されていると理解していたものと認識しております。」と答弁をし、また、「現時点あるいは平成25年の時点において、この81条の3の定年延長も含めて検察官については適用されないということで、人事院、宜しいでしょうか」との質問に対し、「先ほど答弁したとおり、制定当時に際してはそういう解釈でございまして、現在までも、特にそれについて議論はございませんでしたので、同じ解釈を引き継いでいるところでございます」と明言した。

(3)一方、前述したように安倍晋三首相は今年2月13日の衆議院本会議で「当時、検察庁法で除外されると理解していたと承知している」と認めつつ、「今般、検察庁法の特例以外には国公法が適用され、検察官の勤務（定年）延長に国公法の規定が適用されると解釈することとした」と答弁したのである。

だが、この安倍首相の「解釈変更」答弁は野党に追及され窮地に陥ったがゆえの辻褄合わせの答弁であり、不自然である。前記の通り森法務大臣は、1月31日の閣議決定で「解釈変更」したとの認識はなかったし、過去の政府答弁さえ知らなかった。また、前述した人事院の松尾恵美子総務局給与局長も「解釈変更」を認識していないだけではなく「同じ解釈を引き継いでいる」と答弁していた。

したがって、閣議決定で「解釈変更」したというのは明らかに安倍首相の後付けの説明でしかない、即ち後付けの答弁なのである。

(4) 安倍首相がこの後付け答弁をしたからこそ、法務省、人事院及び内閣法制局は、慌てて安倍首相の答弁との辻褄合わせをしようとしてそれぞれ文書を作成し、それが閣議決定前のものだと虚偽の説明をした恐れが極めて高いのである。この点は、人事院の松尾恵美子総務局給与局長が前述の2月12日の答弁を安倍首相の後付け答弁に合わせて翻したことからもうかがえる。同局長は、「今まで」1981年の政府解釈を引き継いでいると答弁したことにつき、2月19日の衆議院予算委員会において「現在」とは「我々としては、法務省の方から1月の22日にそういう解釈が示された時点」と答弁した。また、山尾議員の追及がおわらないので、「2月12日の答弁で、今までと答弁したことであれば、それは撤回をさせていただきます。」と答弁し、安倍首相の本会議での虚偽答弁と辻褄を合わせる答弁を強いられている（「第201回国会 衆議院 予算委員会 第14号 令和2年2月19日」29頁  
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120105261X01420200219&page=29&spkNum=347&current=17>

<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/120105261X01420200219>）。

(5) これは、財務省が森友学園に超低額で国有地を売り払った問題が発覚した事案と実質的には同じである。2017年2月17日の衆議院予算委員会

で、安倍首相が「私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、もちろん事務所も含めて、一切かかわっていないということは明確にさせていただきたいと思います。もしかかかわっていたのであれば、これはもう私は総理大臣をやめるということありますから、それははっきりと申し上げたい、このように思います。」と答弁したために（「第 193 回国会 衆議院 予算委員会 第 12 号 平成 29 年 2 月 17 日」 36 頁

（<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=119305261X01220170217&page=36&spkNum=251&current=1>）

（<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/119305261X01220170217>））、財務省の佐川宣壽理財局等はいわゆる応接記録を廃棄したと虚偽の答弁をし、また職員に文書を改ざんさせていたのである（「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」（平成 30 年 6 月 4 日）

（[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/statement/other/20180604chousahoukoku.pdf](https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/20180604chousahoukoku.pdf)）。

（6）人事院の松尾恵美子総務局給与局長の辯護合戦の答弁や「撤回」答弁とは、これと本質的には同じである可能性が極めて高い。人事院及び内閣法制局は、安倍首相のために、閣議決定後にそれぞれ文書を作成し、それを閣議決定前に作成したと虚偽の説明をして原告に開示したのではないかとの疑いを払拭できないのである。

## 6 結論

以上のとおり前記の開示決定により開示された文書はいつ作成された文書か判然とせず、閣議決定前に作成されたものではない可能性が高い。もし閣議決定前に作成した文書というなら、それを証明する文書と一体にして開示すべきである。そのようないつ作成されたか不明であり、公文書管理法に定める「意思形成過程」を明らかに出来ない文書は違法な開示決定として取り消されるべきであり、

請求の趣旨 1ないし 3 項に記載の判決を求めて本訴に及ぶ次第である。

#### 第4 本件対象文書の不開示決定処分も違法性があり取消されるべきである。

##### 1 本件非開示決定の対象の各行政文書は存在するはずである

(1) 法務省は「勤務延長制度（国公法第 81 条の 3）の検察官への適用について」を、人事院事務総局給与局長は「勤務延長に関する規定（国公法第 81 条の 3）の検察官への適用について」を、内閣法制局は「応接録」（勤務延長制度（国家公務員法第 81 条の 3）の検察官への適用について）を、それぞれ安倍内閣の閣議決定（今年 1月 31 日）前に作成していないことが強く推認されることは前述の通りである。

(2) 一方、安倍内閣の閣議決定後に、安倍内閣は、法務省、人事院及び内閣法制局に対し閣議決定との辻褄を合わせるよう指示し、法務省はその指示に従って人事院と内閣法制局にそれぞれ相談し、人事院と内閣法制局は法務省に対し辻褄合わせのための回答書を作成した可能性が高い。それらの文書が作成され保存されているはずである。

##### 2 非開示処分の違法性

(1) 今年 1月 31 日の安倍内閣の閣議決定後に、安倍内閣が、法務省、人事院及び内閣法制局に対し閣議決定との辻褄を合わせるよう指示した内容を記録した文書、あるいはまた、法務省がその指示に従って人事院と内閣法制局にそれぞれ相談した内容を記録した文書、人事院と内閣法制局が法務省に対し辻褄合わせのための回答書を、原告の情報公開請求に応じて開示すると、政府の虚偽の説明が白日のもとにさらされることになり、安倍内閣が政治的に窮地に陥るので、故意に開示せず非開示にしていると考えざるを得ない。

(2) したがって、法務大臣が今年（2020 年）年 4 月 24 日付「行政文書不開示決定通知書」（法務省刑総第 423 号）により原告に対してした行政文書の

不開示決定したもののうち、「閣議決定後に、法務省が、①内閣法制局に相談した内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局からの回答を記録した文書、②人事院に相談した内容を記録した文書、人事院からの回答を記録した文書、③安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、法務省が回答した内容を記録した文書」の全て又は一部を不開示決定したのは、違法である。

(3) また、人事院事務総局給与局長が同年4月24日付「行政文書不開示決定通知書」（給生一73）により原告に対してした行政文書の不開示決定のうち、「閣議決定後に、①人事院が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、人事院が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、人事院が回答した内容を記録した文書」の全て又は一部を不開示決定したのは、違法である。

(4) さらに、内閣法制局長官が今年3月27日付「行政文書不開示決定通知書」（内閣法制局二第19号）により原告に対してした行政文書の不開示決定のうち、「閣議決定後に、①内閣法制局が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、内閣法制局が回答した内容を記録した文書」の全て又は一部を不開示決定したのは、違法である。

### 3 結論

以上のとおり、本件対象文書は、真実は存在するはずであり、不存在であると判断して本件各不開示決定（処分）を行ったことは違法であり取り消されるべきである。よって、原告は、被告に対して、請求の趣旨4ないし6項に記載の判決を求めて本訴に及ぶ次第である。

## 証 拠 方 法

証拠説明書記載の通り

## 添 付 書 類

- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 1 | 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 2 | 証拠説明書  | 1 通   |
| 3 | 訴訟委任状  | 1 通   |

## 当事者目録

原 告 上 脇 博 之

代理人目録（略）

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 三好雅子

処分行政庁 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省法務大臣

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

人事院事務総局給与局長

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

内閣法制局長官

## 別紙 開示請求文書目録

### 第1 開示請求文書（法務大臣宛）

安倍晋三内閣は、今年1月31日の閣議において、黒川弘務東京高検検事長の勤務を半年延長し8月7日までと決定したが、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、

- (1) 閣議決定前に、法務省が、①内閣法制局に相談した内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局からの回答を記録した文書、②人事院に相談した内容を記録した文書、人事院からの回答を記録した文書、③安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、法務省が回答した内容を記録した文書、
- (2) 閣議決定後に、法務省が、①内閣法制局に相談した内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局からの回答を記録した文書、②人事院に相談した内容を記録した文書、人事院からの回答を記録した文書、③安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、法務省が回答した内容を記録した文書。

### 第2 開示請求文書（人事院宛）

安倍晋三内閣は、今年1月31日の閣議において、黒川弘務東京高検検事長の勤務を半年延長し8月7日までと決定したが、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、

- (1) 閣議決定前に、①人事院が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、人事院が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、人事院が回答した内容を記録した文書、
- (2) 閣議決定後に、①人事院が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、人事院が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らか

の指示または相談の内容を記録した文書、人事院が回答した内容を記録した文書。

### 第3 開示請求文書（内閣法制局長官宛）

安倍晋三内閣は、今年1月31日の閣議において、黒川弘務東京高検検事長の勤務を半年延長し8月7日までと決定したが、法務省が国家公務員法の定年延長制を検察官に適用することに関し、

- (1) 閣議決定前に、①内閣法制局が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、内閣法制局が回答した内容を記録した文書、
- (2) 閣議決定後に、①内閣法制局が法務省から相談を受けた内容を記録した文書（電子メールを含む。以下同じ。）、内閣法制局が法務省に回答した内容を記録した文書、②安倍総理（秘書官ら総理側近を含む）または内閣官房からの何らかの指示または相談の内容を記録した文書、内閣法制局が回答した内容を記録した文書。

### 第4 開示請求文書（内閣法制局長官宛）

- (1) 内閣法制局が法務省から「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」を受領した際に、①一緒に添付されていた文書あるいはまた一緒に受領した文書および②いずれもその日付のわかる文書（受領が電子メールによる場合はその電子メールも）
- (2) 法務省からの「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」につき、内閣法制局が内部で、近藤長官および岩尾次官に相談したとき、①それぞれ両者にどのように相談したのか、両者からそれぞれどのような意見を受けたのか等、それらの内容がわかる文書、および②いずれもそ

の日付のわかる文書（電子メールによる場合はそれらの各電子メールも）

- (3) 内閣法制局が法務省に対し、①回答した内容のわかる文書、その際に②一緒に添付した文書あるいはまた一緒に提出した文書および③いずれもその日付のわかる文書（いずれも電子メールを含む。いずれも法務省が開示した「応接録」を除く）。